

議員提出議案第 20 号

「道の駅琴の浦」内の「物産館ことうら」に関する決議

上記の議案を別紙のとおり琴浦町議会会議規則第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出する。

令和 3 年 1 2 月 1 4 日 提 出

提出者	琴浦町議会議員	高 塚	勝
賛成者	同	井 木	裕
	同	青 亀 壽	宏
	同	大 平 高	志
	同	福 本 ま り	子

令和 3 年 月 日

琴浦町議会議長 小 椋 正 和

「道の駅琴の浦」内の「物産館ことうら」に関する決議（案）

琴浦町議会は、令和3年6月定例議会において「物産館ことうらの指定管理者の指定について」を承認した。これは「株式会社ことうら」を「物産館ことうら」の指定管理者とし、赤碕町漁協は指定管理者のテナントとして入居し、営業するものであった。

なお、指定後は、指定管理基本協定の締結を速やかに行うとあったが、いまだに締結が行われていないことが判明した。しかしこの間「物産館ことうら」の改修に着手し工事が進んでいる。

ところが11月になって赤碕町漁協から「物産館ことうら」の賃貸借契約を解約する旨の通知が入り、赤碕町漁協が「物産館ことうら」から撤退するという重大事態が発生した。

このようなことはこれまで「物産館ことうら」の指定管理及びリニューアル改修について事業を進めてきた琴浦町当局の重大な責任である。よって琴浦町当局は速やかに事業の円滑な推進を計るべきである。

以上決議する。

令和 3 年 1 2 月 1 4 日

鳥取県東伯郡琴浦町議会